



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月19日火曜日 第2454号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（子育て支援課）... 194
 愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）... 198

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....（長寿介護課）... 199
 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）... 199
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 199
 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 199
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 200
 県営土地改良事業の換地処分.....（農地整備課）... 200
 基本測量の終了の通知（2件）.....（道路維持課）... 200
 公共測量の終了の通知.....（ " ）... 200
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 200
 指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 200
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（3件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 201
 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 201

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 201

規 則

○愛媛県規則第18号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（入所者等の健康診断）

第3条 条例第16条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時の健康診断

2 児童福祉施設の長は、条例第16条第1項ただし書の規定により前項の表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない場合は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第4条 条例第17条の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

(1) 入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(乳児院の職員の基準)

第5条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。以下この条において同じ。)の看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね16人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)とする。

2 乳児院の看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人を入所させる乳児院にあっては2人以上、乳幼児10人を超えて入所させる乳児院にあってはおおむね10人増すごとに1人以上の看護師を置かなければならない。

3 前項の保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院には、保育士を1人以上置かなければならない。

第6条 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の看護師の数は、7人以上とする。

2 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、1人以上の看護師を置かなければならない。

(乳児院の長の資格)

第7条 条例第30条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前2号の期間に該当する期間を除く。)

(母子生活支援施設の職員の基準)

第8条 母子生活支援施設の母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。

2 母子生活支援施設の少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格)

第9条 条例第38条第1項第4号の規則で定める基準は、第7条に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。

(保育所の設備の基準)

第10条 条例第45条第3項(条例第43条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、保育室等を2階に設ける建物にあっては当該建物が第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては当該建物が第2号から第8号までの要件に該当するものであることとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号の構造を満たすものに限る。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項に規定する構造の屋内階段にあっては、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡するものであり、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号の構造を満たすものに限る。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項又は第3項に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
- イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- （保育所の設備の基準の特例の要件）

第11条 条例第46条の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、食事を提供するための適切な管理体制が確保されていること。
- (2) 保育所又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること。
- (3) 保育所外で調理し、搬入する者は、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること。
- （保育所の職員の基準）

第12条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、一の保育所につき2人を下回らないものとする。

（児童の遊びを指導する者）

第13条 条例第54条第2項第6号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学をいう。第4号及び第23条第3号を除き、以下同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- （児童養護施設の職員の基準）

第14条 児童養護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる児童養護施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

2 児童養護施設の看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下回らないものとする。

（児童養護施設の長の資格）

第15条 条例第59条第1項第4号の規則で定める基準は、第7条に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第42条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。

（福祉型障害児入所施設の職員の基準）

第16条 主として知的障害のある児童（自閉症児を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4.3で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる当該福祉型障害児入所施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

2 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、前項の規定を準用する。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。

4 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる当該福祉型障害児入所施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

（医療型障害児入所施設の職員の基準）

第17条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。

（福祉型児童発達支援センターの職員の基準）

第18条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。

2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

（情緒障害児短期治療施設の職員の基準）

第19条 情緒障害児短期治療施設の心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。

2 情緒障害児短期治療施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格）

第20条 条例第93条第1項第4号の規則で定める基準は、第7条に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。

（児童自立支援施設の職員の基準）

第21条 児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第22条 条例第101条第1項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が5年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあっては、3年以上）である者であることとする。

(1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

(2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

(3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前2号の期間に該当する期間を除く。）

（児童自立支援専門員の資格）

第23条 条例第102条第5号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 大学の学部において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は大学の学部において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(2) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(3) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条に掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条に掲げる期間の合計が5年以上であるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(特例幼保連携保育所の特例)
- 2 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第12条に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同条の規定(満3歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 3 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、相当の期間にわたり保育士を確保することが困難である場合は、当分の間、6年とすることができる。
- 4 前2項の規定は、条例附則第4項に規定する保育所と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第2項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。
(旧中等学校令による中等学校等)
- 5 第23条第4号の高等学校には、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含み、第13条第1号及び第23条第1号の大学には、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含むものとする。
(経過措置)
- 6 乳児6人以上を入所させる保育所に係る第12条の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。
- 7 平成24年4月1日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条の規定による改正前の法第43条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第34条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法(以下「新法」という。)第35条第3項又は第4項の規定に基づき新法第43条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものについて第18条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「児童の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「乳幼児の数を4で除して得た数及び少年の数を7で除して得た数の合計数以上」とする。

○愛媛県規則第19号

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設長の資格要件)

第2条 条例第10条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したことがあるものであること。
- (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- (3) 心身共に健全な者であること。

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない建物の要件)

第3条 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第16条の規定による金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 入所者に係る給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第265号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アプローチ	訪問看護ステーションうわじま	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目 1 番13号	平成25年 2月 1日	訪問看護
株式会社アクティブビジョン	リハビリデイサービスセンター華蓮	愛媛県今治市国分二丁目12番62号	平成25年 2月 4日	通所介護
ゴールデンアローライン株式会社	訪問介護すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目 6 番16号	平成25年 2月11日	訪問介護

○愛媛県告示第266号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
アースサポート株式会社	アースサポート新居浜	愛媛県新居浜市西原町二丁目 2 番2012号	平成25年 2月 1日	居宅介護支援
NPO法人西条	居宅介護支援事業所あゆみ	愛媛県西条市河原津甲503番地 1	平成25年 2月 6日	居宅介護支援

○愛媛県告示第267号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社アプローチ	訪問看護ステーションうわじま	愛媛県宇和島市佐伯町一丁目 1 番13号	平成25年 2月 1日	介護予防訪問看護
ゴールデンアローライン株式会社	訪問介護すまいる	愛媛県今治市中堀二丁目 6 番16号	平成25年 2月11日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第268号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
日装工学株式会社	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番 4 号	平成25年 2月15日	福祉用具貸与

日装工学株式会社	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番 4号	平成25年 2月15日	特定福祉用具販売
----------	----------	--------------------	-------------	----------

○愛媛県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
日装工学株式会社	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番 4号	平成25年 2月15日	介護予防福祉用具貸与
日装工学株式会社	日装工学株式会社	愛媛県新居浜市南小松原町11番 4号	平成25年 2月15日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第270号

平成25年 3月11日県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型）貝吹蔵良地区（岡成工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成24年11月15日から
平成25年 2月28日まで
- 3 作業地域 松山市道後今市、道後一万、道後喜多町、道後町一丁目、道後町二丁目

○愛媛県告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間 平成24年 7月 2日から
12月28日まで
- 3 作業地域 八幡浜市、四国中央市、東温市

○愛媛県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 3月19日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369

○愛媛県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成24年 9月20日から
12月28日まで
- 3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

○愛媛県告示第275号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 3月19日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

- 1 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日 平成25年 3月11日
- 3 指定道路の位置 四国中央市土居町土居73番 2、73番 4、82番 1、82番 3、82番 4、73番 2地先水路及び82番 1地先水路

○愛媛県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 60.12メートル
- (2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第276号

東温市北方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 3月19日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市北方土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市北方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 3月21日から 4月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第277号

東温市南方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 3月19日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市南方土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市南方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 3月21日から 4月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第278号

東温市南野田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 3月19日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市南野田土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市南野田土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 3月21日から 4月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第279号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 3月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 23)第13594号	平成23年 12月4日	前田土木工業	前田 常生	西予市明浜町渡江23 - 10	平成25年 2月6日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第1141号	平成24年 11月6日	富永建設(株)	大野 茂樹	大洲市河辺町植松407	平成25年 2月21日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第13605号	平成23年 12月11日	(有)露内工務店	露内 進	大洲市河辺町横山1999	平成25年 2月26日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1132

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月19日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第10（第3条関係）

級 別 職 務 区 分 表

- 1 省略
- 2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 監察官（7級） <u>科学捜査研究所長（7級）</u> 省略
8級	省略 監察官（8級） <u>科学捜査研究所長（8級）</u> 省略
省略	

- 3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務部局	_____ 省略

- 4～8 省略

別表第10（第3条関係）

級 別 職 務 区 分 表

- 1 省略
- 2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 監察官（7級） _____ 省略
8級	省略 監察官（8級） _____ 省略
省略	

- 3 研究職給料表級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
5級	警察の事務部局	<u>科学捜査研究所長</u> 省略

- 4～8 省略

附 則

この規則は、平成25年3月25日から施行する。